

# 第24回 農業委員会総会議事録

令和元年6月24日開会

中標津町農業委員会

令和元年6月24日、第24回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
5番	田	中	世
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
8番	上	原	房
9番	和	泉	光
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
12番	赤波	江	信
13番	國	光	達
14番	小	林	亨
15番	中	村	正
16番	笠	原	康
18番	本	田	信

本日出席した委員

4番	武	田	健
17番	氏	家	康

## 附議した案件

- (イ) 議案第135号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 報告第71号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ハ) 議案第136号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ニ) 報告第72号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ホ) 議案第137号 現況証明願いについて
- (ヘ) 議案第138号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ト) 議案第139号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

## 本日出席した職員

事務局長	坂井一文
庶務係長	岩崎敏巳
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、16名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第24回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
3番、竹村 聡 委員。  
5番、田中 世一 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 5月30日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。  
はじめに、5月31日に中標津町交流センターにおきまして、計根別農業協同組合通常総会が、また、6月6日にウエディングプラザ寿宴におきまして、中標津町農業協同組合の通常総会が開催され、それぞれ会長が出席しております。  
つぎに、6月14日に役場101号会議室におきまして、中標津町農業者年金協議会代議員総会を開催し、平成30年度の事業実績及び収支決算について報告するとともに、令和元年度の事業計画案と収支予算案について承認されました。  
つぎに、中標津町議会6月定例会が6月17日から21日の日程で開催され、17

日に会長が出席しております。

最後に、6月19日に第40回北海道農業者年金協議会総会が、また、翌20日には北海道農業会議第87回総会が、札幌市にて開催され、それぞれ会長が出席しております。

以上で会務報告を終わります。

議 長

以上で、会務報告を終わります。

日程3、議案第135号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。

(1) から (5) について、内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長

上程になりました議案第135号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1) から (5) について、事務局よりご説明申し上げます。議案の3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積69,849㎡の内65,000㎡、利用状況、牧草畑。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成30年1月1日から平成39年12月31日まで。5、合意契約成立の日。令和元年6月10日。6、解約の理由。合意解約。この案件については、議案第138号(9)に関連するもので、賃貸借していた農地について、売買による所有権移転のため、期間内解約するものです。4ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積48,605㎡、利用状況、牧草畑。ほか18筆、畑592,303.83㎡。3、利用権の種類。使用貸借権。4、契約期間。平成30年1月1日から平成39年12月31日まで。5、合意解約成立の日。令和元年6月10日。6、解約の理由。合意解約。この案件については、議案第138号(10)から(16)に関連するもので、経営移譲のため使用貸借していた農地について、近隣農家等に賃貸借するため、期間内解約するものです。5ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積47,981㎡の内46,381㎡、利用状況、牧草畑。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。5、合意解約成立の日。令和元年6月10日。6、解約の理由。合意解約。なお(4)(5)につきましても、貸主が同一であります。

すので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。6ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積48,728㎡の内45,328㎡、利用状況、牧草畑。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。5、合意解約成立の日。令和元年6月10日。6、解約の理由。合意解約。7ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積44,099㎡、利用状況、牧草畑。ほか1筆、畑49,668㎡。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成30年6月1日から平成35年5月31日まで。5、合意解約成立の日。令和元年6月10日。6、解約の理由。合意解約。この案件については、議案第138号(18)から(20)に関連するもので、賃貸借していた農地について、売買による所有権移転のため、期間内解約するものです。

以上、賃貸借及び使用貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程4、報告第71号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第57号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」  
(1) について説明いたします。9ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成30年8月22日付、中農委4第30-3号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番〇〇、中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間、平成30年8月22日から平成31年3月31日まで。6、事業完了年月日、平成31年3月1

5日。

7、完了検査年月日につきましては、令和元年6月14日に第1地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第71号(2)について説明いたします。10ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成30年8月22日付、中農委4第30-4号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間、平成30年8月22日から平成31年3月31日まで。6、事業完了年月日、平成31年3月15日。

7、完了検査年月日につきましては、令和元年6月14日に第2地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 報告第71号(3)について説明いたします。11ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成30年8月22日付、中農委4第30-5号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間、平成30年8月22日から平成31年3月31日まで。6、事業完了年月日、平成31年1月31日。

7、完了検査年月日につきましては、令和元年6月14日に第2地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程5、議案第136号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)と(2)、(3)、(4)と(5)、(6)の4回に分けて審議を致します。(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第136号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)(2)について説明いたします。13ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積29,999㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用期間。令和元年7月25日から永久転用。5、見取図につきましては、14ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、畜舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、29,999㎡で、令和元年6月3日に第2地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。15ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積28,711㎡。ほか3筆、畑38,583㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用期間。令和元年7月25日から永久転用。5、見取図につきましては、16ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、畜舎や貯留槽等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、38,583㎡で、令和元年6月3日に第2地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得な

いものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、  
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第136号「農地法第4条の規定による許可申請について  
(3)について説明いたします。17ページをお開きください。  
(3)1、当事者の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積  
619㎡。3、許可を受けようとする事由。農家用住宅建設のため。4、転用期間。  
令和元年7月25日から永久転用。5、見取図につきましては、18ページのとおり  
となっております。この案件につきましては、後継者住宅建設のため申請があつ  
たものです。申請面積については619㎡となっております。令和元年6月3日、  
第2地区推進班において現地確認を行ったところ、この案件については、中標津町  
農業振興地域整備計画における『農業を担うべき者の育成及び確保の施設』に該当  
し、別添の農地法第4条調査書のとおり、転用は止むを得ないものと判断したも  
のです。なお、今回は平成28年3月8日決定「農地法第4・5条に係る30アール  
以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、  
可決後に北海道農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。  
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声



議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、可決されました。  
(4)(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第136号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
(4)(5)について説明いたします。19ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積35,551㎡の内4,000㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。

4、転用期間。令和元年7月25日から永久転用。5、見取図につきましては、20ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、育成舎や哺育舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、4,000㎡で、令和元年6月20日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。21ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,799㎡の内6,200㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。

4、転用期間。令和元年7月25日から永久転用。5、見取図につきましては、22ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、畜舎やパドックの建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、6,200㎡で、令和元年6月20日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、  
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。  
(〇〇委員退席)  
(4)(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 上程になりました議案第136号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
(6)について説明いたします。23ページをお開きください。  
(6)1、当事者の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。  
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積27,167㎡の内1,000㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。  
4、転用期間。令和元年7月25日から永久転用。5、見取図につきましては、24ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。飼料供給のためのスタックの建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、1,000㎡で、令和元年6月7日に第5地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、  
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
(〇〇委員着席)  
〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程6、報告第72号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届につ

いて」を議題に供します。

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 報告第72号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。26ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成30年8月22日付、中農委5第30-4号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的。飼料調整貯蔵施設建設。

5、事業計画の期間。平成30年8月22日から平成31年3月31日まで。6、事業完了年月日。平成31年3月15日。7、完了検査年月日につきましては、令和元年6月14日に第2地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) (3) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 報告第72号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(2) (3) について説明いたします。27ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成29年9月25日付、中農委5第29-5号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的。農業用施設建設。5、事業計画の期間。平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、事業完了年月日。平成31年3月15日。7、完了検査年月日につきましては、令和元年6月20日に第3地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。28ページをお開きください。

(2) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成29年9月25日付、中農委5第29-6号。3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的。農業用施設建設。5、事業計画の期間。平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。6、事業完了年月日。平成31年3月15日。7、完了検査年月日につきましては、令和元年6月20日に第3地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。  
日程7、議案第137号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、  
地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました議案第137号 「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。30ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積2,311㎡。ほか1筆、農地・採草放牧地以外12,240㎡。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図については、31ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地及び原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和元年6月3日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 報告が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第137号 「現況証明願いについて」(2)について説明いたします。32ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積22,698㎡の内2,071㎡。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図については、33ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和元年6月20日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 報告が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程8、議案第138号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)中村委員。

中村委員 上程になりました議案第138号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(3)について、譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。35ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積3,215㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地をあっせんにより売買するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。124,000円。6、資金調達方法。自己資金124,000円。7、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業基盤強化促進事業。9、見取図は、36ページのとおりです。37ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、採草放牧地、面積13,754㎡、利用目的、採草放牧地。ほか1筆、採草放牧地、27,517㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地をあっせんにより売買するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。318,000円。6、資金調達方法。自己資金318,000円。7、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地、〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業基盤強化促進事業。9、見取図は、38ページのとおりです。39ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、採草放牧地、面積10,248

m<sup>2</sup>、利用目的、採草放牧地。ほか2筆、採草放牧地、41,462 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地をあっせんにより売買するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。462,000円。6、資金調達方法。自己資金462,000円。7、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>、採草放牧地、〇〇〇〇m<sup>2</sup>、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業基盤強化促進事業。9、見取図は、40ページのとおりです。

この3件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。

また、一部農地については、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡し済みであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第138号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(4)(5)について説明いたします。41ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積97,761 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売買するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。5,751,000円。6、資金調達方法。自己資金5,751,000円。7、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業基盤強化促進事業。9、見取図は、42ページのとおりです。この案件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。43ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積311,281 m<sup>2</sup>の内5,000 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、新たに造成した農

地について隣接地を耕作している近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和元年6月25日から令和4年5月31日まで。6、価格。年17,000円。7、資金調達方法。自己資金17,000円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、44ページのとおりです。この案件につきましては、所有者の申出により、近隣農家と協議のすえ、借主を決定し、賃貸借を設定するものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第138号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(6)について説明いたします。45ページをお開きください。

(6)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積40,332㎡、利用目的、そば畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売買するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。1,634,000円。6、資金調達方法。自己資金1,634,000円。7、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。8、適用。農業基盤強化促進事業。9、見取図は、46ページのとおりです。この案件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第138号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(7)について説明いたします。47ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積73,908㎡の内18,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和元年7月1日から令和2年6月30日まで。6、価格。年72,000円。7、資金調達方法。自己資金72,000円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、48ページのとおりです。この案件につきましては、所有者の申出により、近隣農家と協議のすえ、借主を決定し、賃貸借を設定するものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8)から(16)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第138号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(8)から(16)について説明いたします。49ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積46,730㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和元年7月1日から令和11年6月30日まで。6、価格。年154,200円。7、資金調達方法。自己資金154,200円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、50ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書



のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。51ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積69,849㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地をあっせんにより売買するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,981,000円。6、資金調達方法。自己資金3,981,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業基盤強化促進事業。9、見取図は、52ページのとおりです。この案件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。53ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積17,430㎡の内9,900㎡、利用目的、牧草畑。ほか1筆、畑70,500㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地をあっせんにより近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和元年7月1日から令和元年12月31日まで。6、価格。年260,000円。7、資金調達方法。自己資金260,000円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、54ページのとおりです。なお(11)から(16)につきましても、貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。55ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,586㎡、利用目的、牧草畑。ほか1筆、畑55,408㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地をあっせんにより近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和元年6月25日から令和元年12月31日まで。6、価格。年204,000円。7、資金調達方法。自己資金204,000円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、56ページのとおりです。57ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 48,065 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。ほか2筆、畑 89,452 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地をあっせんにより近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和元年6月25日から令和元年12月31日まで。6、価格。年 292,000 円。7、資金調達方法。自己資金 292,000 円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>、採草放牧地〇〇〇〇m<sup>2</sup>、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、58ページのとおりです。59ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,550 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。ほか4筆、畑 117,630 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地をあっせんにより近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和元年6月25日から令和元年12月31日まで。6、価格。年 338,000 円。7、資金調達方法。自己資金 338,000 円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>、採草放牧地〇〇〇〇m<sup>2</sup>、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、60ページのとおりです。61ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 29,951 m<sup>2</sup>、利用目的、馬鈴薯畑。ほか1筆、畑 48,857 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地をあっせんにより近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和元年6月25日から令和元年12月31日まで。6、価格。年 179,000 円。7、資金調達方法。自己資金 179,000 円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、62ページのとおりです。63ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積 47,746 m<sup>2</sup>の内 44,046 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。ほか4筆、畑 69,059 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地をあっせんにより近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和元年6月25日から令和元年12月31日まで。6、価格。年 226,000 円。7、資金調達方法。自己資金 226,000 円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、64ページのとおりです。65ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 74,086 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。ほか2筆、畑 99,778 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地をあっせんにより近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和元年6月25日から令和元年12月31日まで。6、価格。年 328,000 円。7、資金調達方法。自己資金 328,000 円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、66ページのとおりです。この7件につきましては、所有者から賃貸の申出があったことにより、近隣農家と協議のすえ、借主を決定し、賃貸借を設定するものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です

議長 説明が終わりましたので、(8) から (16) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(17) から (20) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第138号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(17) から (20) について一括して説明いたします。67ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 67,336 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地をあっせんにより売買するもの。譲受人、譲渡を受け農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。17,100,000 円。6、資金調達方法。ステップアップローン 17,100,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業基盤強化促進事業。9、見取図は、68ページのとおりです。この案件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。69ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 47,981 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地をあっせんにより売買するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようと

する契約の内容。所有権の移転。5、価格、2,690,000円。6、資金調達方法。ステップアップローン2,690,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑、〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業基盤強化促進事業。9、見取図は、70ページのとおりです。なお(19)(20)につきましても、譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等省略し、一括して説明いたします。71ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,728㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地をあっせんにより売買するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格、3,021,000円。6、資金調達方法。ステップアップローン3,021,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑、〇〇〇〇㎡、採草放牧地、〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業基盤強化促進事業。9、見取図は、72ページのとおりです。73ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積44,099㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地をあっせんにより売買するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格、2,456,000円。6、資金調達方法。ステップアップローン2,456,000円。7、譲受人の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑、〇〇〇〇㎡、採草放牧地、〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業基盤強化促進事業。9、見取図は、74ページのとおりです。この3件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(17)から(20)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程9、議案第139号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報

告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第139号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。76ページをお開きください。平成30年度分といたしまして〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。令和元年度分といたしまして〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。以上6件の提出がありました。令和元年5月24日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第24回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時15分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月24日

会 長 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_